



EAPA 倫理綱領

一般社団法人 国際 EAP 協会
日本支部

2009 年 8 月改定

EAPA 倫理タスクフォース作成

Jeff Christie, Chair

Dave Sharar, Co-Chair

Stephanie Beer ▪ Beverly Brem ▪ Scott Cullen-Benson

Kaoru Ichikawa ▪ Henrietta Menco ▪ Jim Printup ▪ Marilyn Rumsey

Linda Sturdivant ▪ James O'Hair

目 次

はじめに	3
倫理綱領の目的	
倫理綱領の基本理念	
① サービス	
② 利益	
③ 忠誠心	
④ 誠実さ	
⑤ クライエントの権利の尊重	
⑥ 能力	
1. EA 専門家および他職種への責任	5
2. クライエントである従業員への責任	6
3. 専門家としての責任	10
4. 雇用者または職場組織への責任	11
5. 研究活動における責任	13
6. 請負業者およびプロバイダーへの責任	15
7. EA 専門家の職業と社会一般への責任	16

はじめに

この倫理綱領は働く人とその家族、所属する組織、団体を支援するための EAP（エンプロイアシスタンスプログラム）に携わる私たちが共通に大切にすることが記されています。入会されるにあたりこの倫理綱領を一読いただければと思います。

国際 EAP コンサルタントの有資格者は、この倫理綱領に加えて行動規範が追加されます。「EAP の規格と専門家の手引き」につかわれている業務遂行上大事な判断や模範行動が記されています。

倫理綱領の目的

EAPA（国際 EAP 協会）の倫理綱領は、EA 専門家に対して倫理的な行動に関するガイドラインを提供するものです。また彼らのクライアント（すなわち個々の従業員とその家族および経営・運営組織の双方）の利益となるよう、行動の倫理的基準を定めるものです。この綱領は EA 専門家の活動および EA 専門家と従業員とその家族、経営者、労働組合、EA 専門家の同僚、他の原則に従う専門職、地域（コミュニティー）、社会ひいては社会全般との関係について適用されます。

倫理綱領の基本理念

- ① サービス： EAP の独特のコアテクノロジーにより、EA 専門家は、私的なまたは（および）仕事上の問題が生産性と安全性に与える影響を最小限に抑える支援を行うことができます。EA 専門家は、専門性があり、能力があり、公平であると見てもらえたときに最も効果を発揮できます。EA 専門家は、日常的に、相反する利益や目的が潜在する複数のクライアント（例えば、個々の従業員、会社組織、そして労働組合など組織内の色々なステークホルダー）に、コンサルテーションを提供します。EA 専門家は、組織内の全てのレベルの二

ーズを認識し、ニーズに応えるようにサービスの方向を調整することに焦点を当てます。

- ② **利益：** EA 専門家はサービスを提供する相手である個人や組織に利益を与えるために勤勉に働きます。EA 専門家は専門家として交流する人々の福祉と権利を守るように努めます。対立が起こっても、クライアントへの被害を避けること、あるいは最小限にとどめることが期待されています。EA 専門家は、自らの専門性に基づく決定が個人の生活や組織の活力に影響を与えることを理解し、決定を左右する様々な影響を常に自覚するように努めます。
- ③ **忠誠心：** EA 専門家はサービスを行う組織内の主要なステークホルダーと信頼関係を構築します。信頼関係はコンサルテーションやカウンセリングを提供する相手である、ストレスや困難な選択に直面している個人との間にも構築します。EA 専門家は、自らの役割や責任を自覚しており、クライアントを利用する、あるいはクライアントに害を及ぼす結果にならないように、または利用された、あるいは害を与えられたと思われないように、効果的に対立を解決する必要性を自覚しています。
- ④ **誠実さ：** EA 専門家は、実践の基準を高く維持しかつ促進するように機能します。EA 専門家は、専門家としての領域を明確にして、役割や成果についての混乱を最小限に抑えるよう努めます。主要な目的は、専門家としての実践および価値や知識そして専門性の目標を促進することです。EA 専門家は、個人および組織の利益のために仕事をし、窃盗、詐欺、事実の歪曲などによって害を及ぼすことがないように努めます。
- ⑤ **クライアントの権利の尊重：** EA 専門家は全ての人の尊厳と、個人のプライバシーと秘密保守の権利を尊重します。また、サービス提供を契約した組織のニーズ、権利、組織の指令や命令を尊重します。EA 専門家は、性、人種、皮膚の色、民族性、文化、出生国、宗教、年齢、性的指向や障害などの相違につ

いて認識しており、その相違を尊重します。EA 専門家は、上記を含む様々な要素による偏見を取り除く努力をします。

- ⑥ **能力：** EA 専門家は、専門的実践と専門的職務の遂行に熟達するように努め、またその維持にも努めます。EA 専門家は、自分が受けた教育、訓練、免許、資格または他の専門的訓練の範囲内においてのみサービスを行い、その範囲内に限って能力があることを表明します。EA 専門家は、専門的文献をレビューし、専門的継続教育を積極的に受け、他の専門家との接触を保つことにより、EAP の傾向、研究、EA 専門分野の新しい技術と課題について最新の情報を持ち続けます。EA 専門家は EAPA 基準に精通します。

1. EA 専門家および他職種への責任

1.1 様々な専門分野の学者や技術者とのチームワークと協働

EA 専門家は、様々な専門分野の学者や技術者との協働作業に参加する時 EAP の価値と基準を守ります。委員会あるいはチームへ参加した際に倫理上の懸念が生じた場合、EA 専門家は、EAPA 倫理綱領を遵守しつつ適切な解決策を求めます。

1.2 専門家間の守秘情報

EA 専門家は、そうすることがクライアントに最大の利益をもたらす時はいつでも他の専門家にコンサルテーションを求めます。コンサルテーションは、情報の開示あるいは公表が認められる例外が存在しない限り、クライアントの秘密を守って行います。

1.3 敬意

EA 専門家の共同体内で協働する時は、自分の利益を促進するために他の専門家を誹謗するようなことがないようにします。EA 専門家は他の専門家の資格と技能を正確かつ公正に表明します。

1.4 論争

EA 専門家は、他の専門家との論争を公正かつ明確に、敬意をもって解決し、論争がクライアントの利益を決して損なうことのないように努めます。

1.5 同僚の専門家の損傷

EA 専門家は、健康を損なった同僚の専門家が適切な検査と治療を受けられるよう援助することに努めます。EA 専門家は、健康を損なった専門家による EAP あるいは臨床的サービスが提供されないように努めます。

1.6 同僚の専門家の能力の欠如

EA 専門家は、クライアントが援助を求めている専門領域もしくは問題領域において、能力が欠如している同僚の専門家からクライアントが影響を受けないように努めます。

1.7 スーパーバイザーおよびインターンへの責任

全ての状況において、スーパーバイザーとスーパーバイジーまたは実習先教官とインターンとの関係は、専門家としての関係が維持されます。スーパーバイジーおよびインターンとの性的な関係は倫理に反します。

1.8 非差別

EA 専門家は、EAP スタッフの雇用および他の雇用問題に関して、全ての EA スタッフおよびこれからのスタッフに平等の機会を与えます。また、あらゆる人を、人種、性、皮膚の色、民族性、宗教、国籍、政治的關係、障害、性的指向、年齢、結婚歴または教育を理由に差別することはありません。そして、そのような差別に関する全ての関連法規と雇用法規を遵守します。

2. クライアントである従業員への責任

2.1 インフォームド・コンセント

EA 専門家は、アセスメント、紹介およびフォローアッププロセス中の情報開示の限定性に関するクライアントの権利を適切に伝えます。クライアントは、EA の実施に該当する児童/老人虐待や差し迫った暴力の脅威など、報告を必要とする全ての法的要求や警告義務について知らされます。

2.2 プライバシーと守秘

EA 専門家は、クライアント関連の情報を全て秘密として扱います。ただし、法律上の要請、適切な裁判所命令または召喚に応じるため、あるいはクライアントの書面による情報開示同意書をもって情報が開示される場合はこの限りではありません。EA 専門家は、署名された情報開示の同意書なしに、顧客団体・企業の代表者にクライアントの臨床情報を開示することはありません。EA 専門家は、個々のクライアントの身体的安全、あるいは個々のクライアントに危害を与えうる、あるいは個人の安全性の危険が迫っているという妥当な理由がある場合にのみ情報の開示を行います。EA 専門家は必要であれば、スーパーバイザー、同僚、EAPA の倫理エキスパートの委員会を含めて（但しそれに限定されない）適当な専門家からのコンサルテーションを求めることができます。EA 専門家は、職場の物理的環境、記録の保管や移送の方法、遠距離地のクライアントへのサービス提供の技術などを確実に向上させることによって、秘密をさらに保護し、初歩的なミスによるクライアントの情報漏洩を回避します。

2.3 スクリーニングとアセスメント

サービスの決定はクライアントの最良の利益を考慮して行います。EA 専門家は、自分の能力と専門領域の限界を認識します。EA 専門家は、自らが資格を有し、訓練を受けている領域においてのみサービスを提供します。電話・オンラインあるいはその他の遠隔サービスを提供している場合、専門家はそのような特別の方法によるサービス提供の研修を受けているべきです。EA 専門家は薬物依存と感情的・精神障害に対応できる能力を有しています。

2.4 リファーマ（紹介）

全ての紹介は、クライアントの利益を最優先して行います。紹介は、クライアントのニーズに基づき、いかなる利益相反をも避け、秘密保持に関する法規を守って行います。EA 専門家は、クライアントのニーズ、専門家の専門的技術、教育、資格、アセスメントで特定された問題を扱う能力に基づいて従業員であるクライアントを紹介します。また EA 専門家は、リファーマを成功させるため、専門家と従業員の相性、価格、混み具合、距離などについての従業員の懸念を含む他の諸問題を考慮します。EA 専門家は、他の実行可能な紹介オプションがないとき、そして、EA 専門家がクライアントと共に全ての利用可能なオプションを検討したがクライアントが当該 EA 専門家を継続することを選んだときにのみ、自己への紹介をします。EA 専門家は、特定の個人、プログラムあるいは会社に紹介をしたことによって、いかなる種類の報酬も受けることはありません。（現物支給、金銭、贈り物など）

2.5 フォローアップ

クライアントの福祉、ニーズ、および危険要因が適切に対処されたことが保証されるまで、EA 専門家はクライアントにフォローアップを提供します。

2.6 性的行為

EA 専門家とクライアントの関係は、信頼と非搾取から成り立っています。EA 専門家は過去のクライアントと EAP サービスが終わってから5年間は性的関係を持つことができません。

2.7 専門的能力

EA 専門家は、自分が受けた教育、専門的研修、スーパーバイズあるいはアドバイジングを受けた経験、あるいはそれに相応する資格に基づき、自らの能力と専門の範囲内においてのみ専門的活動を行います。EA 専門家は、熟達度と能力の維持および向上のために継続教育や専門的研修に参加します。

2.8 資格の表明

EA 専門家は、専門的技術、研修、教育、あるいは直接の職務経験を持っている領域においてのみ自らを表明します。EA 専門家は、自らの資格や能力が及ばない領域をあらかじめ明らかにします。EA 専門家が他の専門領域の免許を有する時は、その資格の倫理綱領に食い違いがあればそれを認識し、EA 専門家としての能力発揮が妨げられないようにしなければなりません。EA 専門家が EAP の役割を果たしているとき、EAP に厳密に関連した問題を扱う際には EAPA の倫理綱領を最初に考慮されることが最も適切です。

2.9 非差別

EA 専門家は、クライアントを、人種、性、皮膚の色、民族性、宗教、国籍、政治的関係、障害、性的指向、年齢、結婚歴または教育によって差別することはありません。

2.10 障害の回避

EA 専門家は、自らのビジネス的関心が、クライアント、雇用者の組織および社会全般に対する専門家としての責務の遂行を妨げ、害を及ぼすような行動はしません。EA 専門家は、従業員と雇用主のニーズに応えるサービスを行うことに内在する義務の二重性に適切に対処します。EA 専門家はそのような二重性を調整する中で、対立する場面に直面したときは、解決に導くために専門的なコンサルテーションを求めます。EA 専門家は、組織クライアントと個人クライアント双方の権利を擁護します。EA 専門家は人の命を守ることが守秘義務を上回る状況について真剣に考え、可能な限り常に、行動を起こす前に専門的なコンサルテーションを受けます。

2.11 完全な開示

EA 専門家は、自らの EAP プログラムの機能と目的に関して、クライアントと雇用者組織に完全な開示を行います。

また、EA 専門家は以下の事柄についても全体にわたって透明性を確保します。

- ① 非専門的な関係、②潜在的な利害の対立、③二重関係、④プロバイダー、プログラム、

機関、もしくは専門家との支払協定または受託関係、⑤EA 専門家のクライアントであるかどうかに関わらず従業員に提供されるその他のサービス

2.12 電話あるいはその他の遠隔操作技術を用いてのEAP サービス提供

EA 専門家は、クライアントの守秘情報を保護しつつ、タイムリーかつ効果的なサービス提供を阻む障害を取り除きます。対面以外の方法でサービスを行う場合、EA 専門家は適用されるプライバシー法規に沿って確立されたポリシーと手続きに従って業務を行います。これらのサービスを行う前に、EA 専門家は、技術的なスキルを身に付けるとともに、ある特定の遠隔通信方式を使うべきクライアントに対して専門的な活動を行うのに必要な特別の訓練を受けます。

3. 専門家としての責任

3.1 能力の境界

EA 専門家は、雇用者組織、人事管理、EAP 政策と管理およびEAP の直接的なサービスについて熟達した能力を保有し、かつ精通するようにします。EA 専門家は、適用される国の法律や規則、専門的な基準、職場組織に関連するそれに対応した専門家の行動規範について精通するようにします。

3.2 継続教育と研修

EA 専門家は、熟練度と能力を維持し、向上させるために継続教育と専門的訓練プログラムに参加します。

3.3 スーパービジョン、コンサルテーション、アドバイジング

EA 専門家は、自らの能力の範囲の中でスーパービジョン、コンサルテーションおよびアドバイジングを提供します。

3.4 高潔

EA 専門家は、その経験、資格、能力の範囲について詐称もしくは偽装しないよう自制します。また自分自身や他の専門家に関して他人を欺き、提案した EAP プログラムの戦略やサービスの利益またはリスクをごまかしたりすることはありません。

3.5 功績を認める

EA 専門家は、他の専門家が協力して行った仕事やプレゼンテーションに関してはどれでも、その貢献を明確かつ率直に認め、直接言及することなく他者の成果物を自分のものと主張することはありません。

4. 雇用者または職場組織（発注者）への責任

4.1 対応能力と許容量の正確な表示

EA 専門家は、自らの EAP の専門的技術的制約および対応能力の範囲内で提供可能なサービスのみ、正確かつ正直に宣伝、販売します。EA 専門家は、自らのサービスに関して正確に対応能力と許容量を表示します。それらは、職場のコンサルテーションにおける量的質的な限界、緊急対応手続き、営業時間後の対応可能量、教育訓練プログラム、地理的カバー範囲、専門職員の経験、資格および能力等が含まれますが、必ずしもそれらに限定されません。

4.2 真実性の高い契約

EA 専門家は、提案し、かつ顧客組織との役務契約で定義したサービスを間違いなく提供します。自らが主張した便益を提供できない場合は、EA 専門家は自らのサービスの限界に対し全面的に責任を取ります。そして、速やかに専門家としての是正措置を講じます。

4.3 利用率、プログラムの結果および成果に関する報告の正確性と誠実性

雇用者または顧客組織への全ての報告書には、活動状況とプログラムサービスの利用状況が正確に、正直に、そして公正に反映されます。利用率は EAPA に規定されている基準に従って計算されます。利用率、プログラム結果や成果、クライアント満足度および他の業績指標の報告においても、適用されるクライアントの秘密保持および情報プライバシーに関する法律規則が十分に考慮されます。

4.4 管理職研修とマネジメントコンサルテーションの提供

EA 専門家は、自らの能力の範囲においてのみ研修やコンサルテーションを提供します。EA 専門家がそのようなサービスを提供しようとする場合、EA 専門家はまず、自らが現在欠けているマネジメントコンサルテーションの能力について更なる EAP 関連の研修を受けます。

4.5 組織のポリシーまたは職場状況に関するコンサルテーション

メンタルヘルス、薬物乱用、ストレス、ハラスメントまたは他の行動上の問題を持った人々の利用、適用範囲および治療の改善について、EA 専門家は、クライアントまたは雇用者組織のポリシーや手続きおよび福利厚生計画を向上させるために活動を行います。

4.6 雇用者への守秘義務

EA 専門家は、雇用者の信頼を獲得し、その信頼を維持します。EA 専門家は、組織、経営層あるいは顧客へのコンサルテーションの内容を、コンサルテーションの受益者の同意なしに第三者に開示することはありません。

4.7 雇用者への関与

報酬を受けとることによって、EA 専門家は、クライアントあるいは雇用者組織に敬意を持って接し、マイナスの評判をもたらさない責任と義務を負います。万が一、EA 専門家が、クライアントあるいは雇用者組織で非倫理的な事態が発生していると確信した場合、EA 専門家はクライアントあるいは雇用者組織に対してその懸念を伝え、他の専門家から適切なコンサルテーションを求め、倫理的な解決に取り組みます。

4.8 請求

EA 専門家は、支払い請求書と報告書の正確性、個々のクライアントの守秘を確保するために合理的な手順を踏みます。コミッションや他のインセンティブの支払いは通常 EA 専門家の利益になりませんが、EA 専門家は、そのような取引に関して透明性と完全な開示を保証します。

4.9 価格と料率設定

価格設定とサービスの料率はビジネス上の決定ですが、EAP サービスの価格設定は倫理的な実践と透明性を反映します。一人当たりの料率は、全ての契約したサービスを十分賄えるようにします。サービスが、対面もしくは電話によるのかについても明確に対応させます。

5. 研究活動における責任

5.1 インフォームド・コンセント

研究参加者(または研究における対象)は、研究に参加するか拒否するかの権利を有します。EA 専門家/研究者は参加者の自発的な、書面による同意を得るようにしますが、参加拒否によって何らかの重要な結果や罰が与えられることはありません。研究参加者は、いつでも同意を取り下げる権利を有します。研究を計画したり研究に従事したりする EA 専門家は常に、クライアントあるいは雇用者組織に承認を求めるとともに調整をします。

5.2 機関の承認

施設内審査委員会(IRB: Institutional Review Board)の承認が必要である時は、EA 専門家/研究者は、研究を行う前に、研究計画書に関する正確な情報を提供して承認を得ます。EA 専門家/研究者が施設内審査委員会と関連がない時、施設内審査委員会の手順あるいは参加者の権利を保護する方法について詳しい研究者に相談します。

5.3 誘導

EA 専門家/研究者は、研究参加に関して、参加者に対し過度で不適切なインセンティブや誘導を与えるのを避けるように努力するとともに、参加を強いられたという感覚を参加者がもつことのないように努めます。

5.4 負傷の回避と最小限の干渉

EA 専門家/研究者は、研究参加者が研究に参加した結果、被害を受けるようなことがあつたり、生活に支障をきたすような事態が生じたりすることのないよう、十分注意します。

5.5 結果の報告

EA 専門家/研究者は、データを改竄したり捏造したりすることはありません。また、誤り（間違い）が発見された時、適切なコミュニケーションや発表方法を用いて、誤りを正すステップを確実に進めます。研究結果が価値のあるものであれば、それがプログラムやサービスあるいは有力な意見にとって不都合なものであっても、その発表を差し控えることはありません。

5.6 盗作の回避

EA 専門家/研究者は、専門的論文や発表の著作者に対して適切な認識を示すことにより、広く共同体の敬意を得てそれを維持することができます。EA 専門家/研究者は、他者の研究業績を自分のものとして発表することはありません。

5.7 功績の周知

研究結果や研究の評価を報告する時は、EA 専門家/研究者は、そのテーマの先行研究を認め、称賛を得て然るべき全ての人の功績が認められるように配慮します。

5.8 研究参加者の秘匿

研究に従事している EA 専門家/研究者は、研究参加者および研究参加者から得たクライアントもしくは雇用者組織に関するデータの匿名性または秘匿性を守ります。研究参加者にはどのような秘匿性の限界についても知らせます。

5.9 研究参加者との関係

EA 専門家/研究者は、研究参加者との間で非専門的な関係を持つことはなく、潜在的な利害の対立もしくは研究参加者との二重関係に常に注意を払います。いかなる利害対立もしくは他の懸念事項を解決しようとする時も、研究参加者の利益を第一に考えます。

5.10 スポンサーの開示とスポンサーへの情報提供

研究のスポンサーもしくは資金提供者は明示されます。また、EA 専門家/研究者は、スポンサーに研究方法、手順、結果および知見の公開について報告します。

6. 請負業者およびプロバイダーへの責任

6.1 選択、契約、価格設定

EA 専門家は、外部のプロバイダーを以下のような専門的方法によって公平にかつ合法的、合理的に取り扱います。すなわち、

- ① 競争するために選ばれた複数の請負業者に対して、同一の情報および要求への見積りと提案を提出する機会を平等に与えます。
- ② EAP サービスの購入や供給に関して、EA 専門家による決定に影響を及ぼすような不法な利得や不正な動機があると思われる場合は、それが何であれ許すことはありません
- ③ EA 専門家の意見に基づいて、金額に対して最良の価値を提供する入札を受け入れます。

- ④ 請負業者の見積価格および情報は、それが公知である場合を除き、全て秘密として取扱います。

6.2 利益の相反

EA 専門家は以下のことを行いません。

- ① 外部の治療機関を紹介することによって利益を得ること。
- ② クライアントを配偶者、パートナーまたは家族のメンバーであるセラピスト、カウンセラー、治療提供者もしくは他の専門的資源へ紹介すること。
- ③ 自分と同じ開業グループの他の EA 専門家にクライアントを紹介すること。
- ④ 特定の治療提供者もしくはカウンセリング・サービスにクライアントを紹介することにより、あるいはまた、特定の EAP プロバイダーを推薦することにより金銭的見返りを得ること。
- ⑤ コストを最小にするため、あるいはまた、契約上の利益をより大きくするため、サービスの利用を制限する試みをする事。

6.3 支払い

外部プロバイダーからサービスを購入する EA 専門家は、以下のような公正なやり方で外部プロバイダーを取り扱います。

- ① 彼らの要求を公正に扱い、サービスが提供されたら速やかに清算する。
- ② 全てのクレームや紛争を、事実、正当性、迅速性に基づいて解決する。

6.4 非差別

EA 専門家は、全ての実際の契約者および契約見込み先に平等な機会を提供するため、請負業者との交渉および契約においてあらゆる合理的な手段を利用します。すなわち、EA 専門家は以下のようなことをします。

- ① 人種、性、皮膚の色、民族性、宗教、国籍、政治的関係、障害、性的指向、年齢、結婚歴または教育によって差別せず、あらゆる状況において、以上のような差別に関連する法規制や労働法規を遵守します。
- ② EAP サービス提供のため EA 専門家と契約あるいは下請契約するどんな組織もサービス提供の趣旨に沿った機会平等のポリシーで運営されていることを確認するため、あらゆる合理的な手段を利用します。

7. EAP 職業と社会一般への責任

7.1 EA 領域や EAPA に関係する公の発言

EA 専門家は、自らの職業や EAPA に関して、故意に虚偽のまたは欺瞞ぎまん的な発言をすることはありません。

7.2 宣伝、マーケティング、営業活動、表示、その他の公表される発言

EA サービスのマーケティングや販売に当たっては、サービスの広告およびそれに対応する料率構造について、高い倫理基準を固く守ります。EA 専門家は有料、無料の広告、研究、専門的経歴と資格の表示、推奨あるいはその他の公的な表示において、故意に虚偽のあるいは欺瞞ぎまんてき的な表現をすることはありません。

EAPA 倫理綱領改定版の日本語版発行について

2010年現在、日本国内に国際EAP協会認定EA専門家が45名誕生しています。2000年には1名でした。日本語のテストが実施されるようになって早4年でこんなに増えてくれたこととなります。取得者の中には臨床心理士、人事専門家、社会保険労務士、産業カウンセラー、医師、保健師、看護師など幅広い職域の方々がいらっしゃいます。これもひとえにEAPAの伝統として受け継がれる倫理綱領の考え方に賛同された方々が多くいらっしゃったからだと思います。私は、本綱領の改定チームに参加し、世界のEA専門家達と意見を交わす機会を頂き、自分自身を律して、誠実に仕事を行う、高潔な姿勢から沢山のことを学ばせて頂きました。1年半で改定作業ができたことはチームの素晴らしい功績だと思います。メンバーの一員となれたことを名誉に感じています。一見当たり前のことが書いてあるようですが仕事を通して綱領を行動で実現していくことは容易ではありません。一緒に悩みながら、尊敬される専門家団体になれるようご協力をお願いいたします。

和訳版発行にあたり、株式会社イープの碓正義氏、杉口正子氏にご協力を頂きました。また、日本語による研修準備にあたりまして、当協会の理事の方々には一方ならぬ援助を頂きました。ここに御礼を申し上げます。

理事長 市川佳居 (医学博士)

発行：一般社団法人 国際EAP協会 www.eapatokyo.org

訳者： 市川佳居 ((一社) 国際EAP協会、レジリエ研究所)

翻訳協力者： 碓正義 (株式会社イープ)

杉口正子 (株式会社イープ)